

問い合わせ先	水道局営業課庶務係
	082-511-6832

水道料金の減免

1 支援策の内容

令和3年8月11日からの大雨による被災者の生活再建を支援することを目的として、水道料金を減免します。

2 対象者

- (1) 家屋が全壊又は半壊等で当面居住が困難なため、公営住宅・民間のマンション等に入居された方又は親類宅等に同居された方
- (2) 被災した家屋に引き続き居住する場合で、浸水した家屋や受水槽を清掃された方又は給水管破裂等により漏水が発生し修理をされた方

3 減免の内容

- (1) 上記「2の(1)」に該当する場合
 - ア 被災家屋の災害発生日を含む検針期間に係る水道料金を免除します。
 - イ 転居先又は親類宅等の同居先に入居した日から、6か月を経過する日の属する検針期間までの水道料金を免除します。
- (2) 上記「2の(2)」に該当する場合

清掃に用いた水量又は漏水量に相当する水道料金を減免します。

4 手続きの方法

「り災証明書」をご持参のうえ、水道局営業所で手続きしてください。

なお、上記「2の(1)」に該当する場合は、入居が確認できるもの（賃貸借契約書、住民票の写し等）をあわせてご持参ください。

使用場所	担当所属	電話	FAX
中 区	中央営業所	中営業係	082-511-6925
東 区		東営業係	
南 区		南営業係	082-221-3060
西 区		西営業係	
安佐南区	安佐南営業所	082-831-4565	082-877-0679
安佐北区	安佐北営業所	082-819-3958	082-814-8859
安芸区、安芸郡府中町・坂町	安芸営業所	082-821-4949	082-823-6624
佐伯区	佐伯営業所	082-923-4121	082-922-6985